

■差別行為と実態的差別

差別行為とは、だれかが特定集団を排除したり見下したりする行為をさし、実態的差別とは、特定の誰かの差別行為によるものでなくとも、社会の仕組みや制度的な側面により、被差別集団に不利益状態が発生し、所得や職業、学歴や学力などの低位性として表れることをいいます。

■心理的差別と実態的差別

1965年に出された内閣同和对策審議会答申の中で用いられた概念。同答申では、同和問題には、結婚差別や就職差別として表れる心理的差別と、生活の低位性として表れる実態的差別があるとしました。

■個人的差別と制度的差別

アメリカ合衆国で1960年代に用いられるようになった概念。1950年代から分離撤廃や選挙権制限撤廃などは進んだにもかかわらず、黒人にとっては被抑圧感が続いており、差別がなくなったとは言えないことを指摘するために用いられるようになりました。制度的差別というときの制度的とは、「法律的」という側面ではなく、「社会の仕組みのなかにすりこまれた」という側面を指しています。なぜそのような不利益状況や被抑圧感が発生するのは説明できなくても、社会にはそういう差別的な面があることを指摘するために生まれた概念だと言ってよいでしょう。

『多様性教育 学習ガイド』用語解説より

■「マイクロアグレッション」とは

発言している方には相手を傷つけたり差別したりする意図はないが、その言葉の中に異なる人種、異なる文化・習慣を持つ人に対する無理解、偏見、差別が含まれている「ささいな」「見えにくい」攻撃

『ちがいでキドキ 多文化共生ナビ』（大阪府在日外国人教育研究協議会）より

※マイクロアグレッションが明らかにしたこと

- 1) 極端な差別主義者が最も大きなダメージを与えているわけではない。マイクロアグレッションなど、新たな形の人種主義も人を傷つけている。
- 2) 行う人がたいていの場合、無意識である。私たちはみな、社会の中のバイアスから誰も逃れられない。
- 3) 少数者集団にとっては連続していて継続的である。一つ一つは小さいが、続くことで害は蓄積していく。
- 4) マジョリティは何がマイノリティを傷つけているのか理解できないうえに、傷を過小評価する。

金友子「マイクロアグレッション概念の射程」より

『私が人権啓発を始めた最初の頃、啓発のゴールは、「差別の被害者の苦しさを知り、差別への怒りをも持ち、差別者に出会った時はその行為をいさめる行動を起こすことができるようになること」だと思っていた。しかし、この理解には、「差別とは悪意に満ちた、あるいは人権について全く理解のない一部の人がすることだ」という前提が見え隠れしていた。「自分は差別者でないし、自分の周りには差別者はいない。」と言う人に対して、「差別のある社会に暮らしていて、あなたが差別と無関係なわけがない。差別をする可能性はあるし、なくす責任がある。」と訴えてみても、センチメンタルな理想論のように響き、強靱な他人事意識を突き崩すことができないと感じていた。

その後、社会的マジョリティ（多数派）が持つ特権について学ぶ機会があり、そこから「マイクロアグレッション」という言葉に出合った。「マイクロアグレッション」は、差別に対してどこかに他人事意識の私たちを、日々の自分の言動を詳細にふりかえり、無自覚に行っている差別をなくす努力へと誘う強力な言葉になるだろう。いや、そうしなければならぬ。』

鳥取県人権文化センターの尾崎さんのメルマガより

（注：「特権」は29年度の小地域懇談会で取り上げたテーマです。ウォーミングアップで紙を投げたことは記憶に残っている方も多いと思います。）

差別と闘い、人権を獲得する運動をすすめてきた人々の言葉

不公正な状況で中立的であろうとするならば、あなたは抑圧者の側を選んだことになる。

If you are neutral in situations of injustice, you have chosen the side of the oppressor

デズモンド・ツツ司教 (Desmond Tutu、南アフリカで反アパルトヘイトに取り組んだ牧師)

我々は、必ずどちらの側につくのかを選ばなくてはならない。中立的な立場は支配者（抑圧者）を支援するが、決して被害者を支援することはない。沈黙は、加害者を勇気づけるが、被害者の力になることはない。
We must take sides. Neutrality helps the oppressor, never the victim. Silence encourages the tormentor, never the tormented

イーライ・ウィーゼル (Elie Wiesel、ホロコーストのサバイバー)

力のある者と力のない者の間での争いから手を引くことは、力のある側に立つことを意味する。それは、中立ではない。

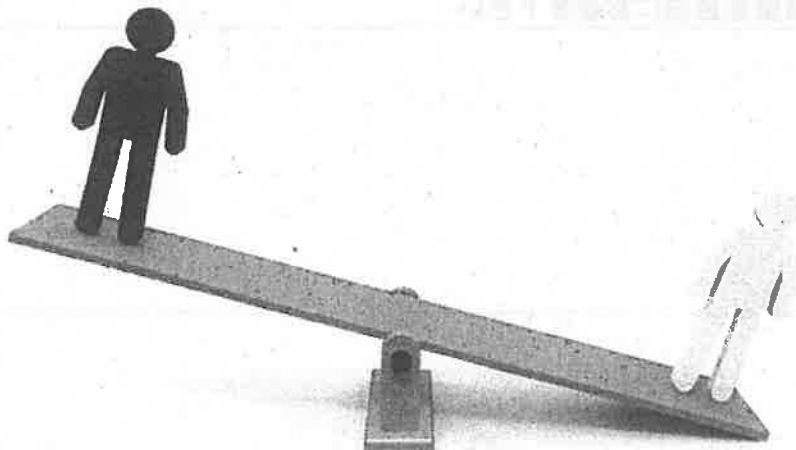
Washing one's hands of the conflict between the powerful and the powerless means to side with the powerful, not to be neutral

パウロ・フレイレ (Paulo Freire、20世紀を代表するとも言われるブラジルの教育者)

地獄の一番熱い場所は、重大な精神的葛藤に際して中立の立場をとった人間のためにとってある。悪事を抗議もせず受け入れる者は、それに加担している。

The hottest place in Hell is reserved for those who remain neutral in times of great moral conflict...[an individual] who accepts evil without protesting against it is really cooperating with it

マーティン・ルーサー・キング・ジュニア
(Martin Luther King Jr. 公民権運動に取り組んだ牧師)



大山町人権・同和問題小地域懇談会アンケート

ご記入いただくか、○印で囲んでください。

- 1 年 齢 20歳未満 20代 30代 40代
 50代 60代 70代 80歳以上

- 2 性 別 ・男 ・女 ・その他

3 小地域懇談会の参加回数

- ① 初めて参加した ② 2回～5回 ③ 6回～9回 ④ 10回以上

4 今日の小地域懇談会について

(1) 話し合った内容について

- ① とてもよかった ② よかった ③ あまりよくなかった ④ よくなかった



(2) 話し合いについて

- ① 積極的に参加できた ② 参加できた ③ あまり参加できなかった
④ 参加できなかった



(3) 自分の見方や考え方を振り返って（感想）

- ① とても参考になった ② 参考になった ③ あまり参考にならなかった
④ 参考にならなかった



5 ご意見やご希望を自由にお書き下さい

★解説資料

カード	問題点	どんな差別？
賤称語を使って落書きをする。	<ul style="list-style-type: none"> ・典型的な差別。 ・器物破損罪（刑法 261 条）（ラッカー等修復にお金がかかるもの。鉛筆などすぐに消せるもの以外）、個人名が書かれていたら、名誉毀損（刑法 230 条）・侮辱罪（231 条） 	差別行為
相手が被差別部落出身だからという理由で結婚をとりやめる。	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚差別は、裁判でも争われ、人格権侵害が認められている。 ・性格が合わない、給与水準が合わない等は幸福追求権があるので合法。 	差別行為
結婚相手が被差別部落の人でないと知って「なにもなくてよかったね」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・逆に被差別部落出身であったら「よくない」ということ。 ・法律上問題はないが、非常に危険な考え方。 	制度的差別
結婚前に釣書や健康診断の書面の交換を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー権の侵害。 ・なんのために求めるのか？ 内容によっては結婚をやめる？ 	制度的差別
障がいがあることを理由に住宅の賃貸契約を断る。	<ul style="list-style-type: none"> ・入居差別。 	差別行為
「五体満足で生まれてよかったですね」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害があつたら「よくない」ということ。この考えをすすめると、優生思想につながる。 	制度的差別
目の見えない人に、（他の人に話すよりも）大きな声でゆっくりと話しかける。	<ul style="list-style-type: none"> ・目が見えないことで、聞こえ方や理解にも機能的問題があるかのような対応。 	マイクロアグレッション
歴史的建造物を忠実に再現するためエレベーターを設置しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物であっても、スプリンクラーや非常口は法律で決まっておき設置される。 ・障害者差別解消法の「合理的配慮」に違反している。 	差別行為 制度的差別
LGBTが話題になったときに、「友達にそういう人がいる」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> ・友達がいるからといって、差別をしないわけではない。 	マイクロアグレッション
同性愛のカップルは法律的に結婚できない。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の現行法。 ・いくつかの自治体でパートナー関係の証明を発行するなど。 	制度的差別
知り合いが同性愛であることを知り、告白されていないのに「あなたのことを好きになれません」と伝える。	<ul style="list-style-type: none"> ・同性愛は、同性であれば誰でも恋愛対象になるわけではない。（異性愛に置き換えれば分かること） 	個人的差別 マイクロアグレッション
家庭科の授業で「何歳で結婚したいか、何人子どもをもちたいか」を考え、発表させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・異性愛の生徒を前提としている。 ・同性愛の生徒は、結婚したくても制度的に不可能。 	マイクロアグレッション

カード	問題点	どんな差別？
研修の講師が「私たち日本人は」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 参加者がすべて日本人とは限らない。 「日本人以外はいないはず」と言うメッセージ。 	マイクロアグレッション
在日外国人に参政権がない。	<ul style="list-style-type: none"> 日本の現行法。 	制度的差別
中学校の公民の授業で「みなさん、18歳になったら必ず選挙に行きましょう」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 18歳になっても選挙権のない人もいる。 	マイクロアグレッション
中国からの留学生に、「日本語上手だし、中国人に見えないね!」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 「ほんとうは」日本人ではない、よそ者である、というメッセージ。 日本人であることがよいこと。 	マイクロアグレッション
女性の多い仕事（職種）の給料が、男性の多い仕事（職種）の給料より安い。	<ul style="list-style-type: none"> 実際に傾向としてはある。 	実態的差別
同じ仕事で、男性より女性の給料を安くする。	<ul style="list-style-type: none"> 明確な差別。 基本給が同じでも、諸手当などが世帯主（ほぼ男性）につくことで、格差が生まれることも多い。 	差別行為
理数系科目の成績がいい女子学生に、「そんなにがんばってどうするの?」と尋ねる。	<ul style="list-style-type: none"> 女性は理数系が苦手である、成績はよくないはず、理数系を専門にするわけがない、という思い込みにもとづく発言 	マイクロアグレッション
「女の人でこれだけやるのすごいね」とほめる。	<ul style="list-style-type: none"> 女性だったら本来やらない（できない）だろうという見方をしている。 	マイクロアグレッション
高齢の男性に対し「もうろくじじい」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 名誉毀損・侮辱罪 	差別行為
高齢者を「年のわりには元気ですね」と励ます。	<ul style="list-style-type: none"> 年齢相応なら健康を害しているはずという前提がある。 	マイクロアグレッション
「被差別部落もないし、外国人もないし、この地域には人権問題はない」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 個別課題の具体的な事象がない限り、人権は関係がないという考え方。 他人事としてしかとらえてない。 	マイクロアグレッション
会社の社長が「性別や障害なんて関係ない。実力さえあれば、ちゃんと評価する」と言う。	<ul style="list-style-type: none"> 現実には障害や性別のために不利になりやすいのに、同じスタートラインで競争できるように言うのは、問題があったとしたら個人の能力不足ということになってしまう。 	マイクロアグレッション

「障がいに関するカード 参考資料」

障害者差別解消法を「配慮」ではなく「平等」を実現する一步に



大阪市立大学

非常勤講師 松波 めぐみ さん

「心の話」ではない

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「差別解消法」）が施行されて2年が過ぎました。この法律は、端的にいうと障害を理由とする差別の禁止と障害者に対する合理的配慮の義務が定められています。

「差別」「禁止」という言葉はインパクトが強く、怖いと感じる人も少なくありません。そのため行政がおこなう啓発では「差別」や「権利」ではなく「思いやり」というニュアンスで「配慮」という言葉を使う傾向がみられます。講師を務めた研修で「障害のある人を避けたいと思ってしまうのも差別ですか」という質問を受けたこともあります。

この法律は基本的に行政や事業者を対象としています。障害のある人が、ない人と別の扱いをされることによって食事や買い物ができない、バスに乗れない、医療が受けられない等、広い意味でサービスを利用できないといったことはあってはならないという主旨です。個人の「心の話」ではありません。

そして合理的配慮とは、障害のある人が社会参加の機会から排除されないことがないよう、どうしたらいいのかを一緒に考え、必要な調整をおこなうことです。「差別の禁止」と「合理的配慮」はつながっているのです。

同情から一転、バッシングへ

研修や講演で、象徴的な事例としてよく挙げるのが2017年に起きた「バニラエア事件」です。格安航空会社であるバニラエアで奄美大島に出かけた車いすユーザーの男性が、帰りの搭乗を「設備が十分でなく、危険だから」と断られ、同行の友人の手伝いさえ拒否されました。最終的にご本人がタラップを自力でよじ上り、大きく報道されたのです。

当初は「なんてひどいことを」「かわいそう」という同情論がありました。しかし男性が車いすを使用していることをバニラエア側に連絡していなかったという名目で、今度はバッシングが始まりました。実際は同行者もあり、往路は搭乗できたために復路も大丈夫だと判断されたようです。そもそも事前連絡がなければ搭乗を断るということ自体に問題がありますし、バニラエアは事前連絡があっても断るつもりだったことが、報道でも明らかです。しかしネット上では、男性がわざと騒ぎを起こしたかのような誘導がおこなわれました。そして「障害者への特別なサービスのために料金が上がったらどうしてくれる」「格安の航空会社を利用するのにわがままを言うな」と罵倒するのです。「自分(たち)が損するのは許せない」というエゴがむき出しで、暗澹としました。

社会モデルの発想へ転換したい

障害者が直面する問題に心情的な「配慮」や思いやりで対処できると考えたら、権利の平等というベースで考えられなくなります。パラリンピックを目指してがんばっている人や、明るく元気で「ありがとう」の言葉を忘れない人は共感されやすく、メディアでも取り上げられます。けれど、知的障害や発達障害があって感謝の言葉が出てこない人や、いちいち言う必要はないと考える人もたくさんいます。そうした人たちは「感謝もない」「何を考えているかわからない」と排除されがちです。そこには、世界の見え方が異なる人たちへの想像力もないし、無意識のうちに自分たち健常者は「助けてあげる側」にいたいと思ってしまう傲慢さがあります。

障害者差別解消法は行政や事業所を対象にしていますが、市民が何も変わらなくていいというわけではありません。

これまでは障害のある人に対して、リハビリや訓練で社会に適応することが求められてきました。こうして、障害を個人ががんばって克服すべきものとみなすのを「障害の個人モデル」といいます。それに対し、それは違うだろう、そもそも社会には多様な人がいるのに、あたかも健常者しかないかのようにして法制度や建物、ルール等がつくられてきたのが問題なんだ、という新しい考え方が生まれてきます。社会がつくるバリア(障壁)こそが一人ひとりを生きづらくしているのだ、障壁を社会全体で取り除いていこうという考え方を「障害の社会モデル」といい、日本も批准している障害者権利条約のベースになっています。そして社会を変えるには、市民一人ひとりの意識や行動を変える必要があります。思いやりや配慮ではなく、障壁に気づき、「同じ人間としてともに生きる」ために行動していくことが大切です。

合理的配慮を「当たり前」のものに

私が障害者問題に関わるようになった出発点は25年前、ひとりの友人との出会いでした。あるイベントの打ち上げで隣り合わせになり、「遊びにおいで」と言われたのがきっかけで親しくなったのです。車いすユーザーだった彼女とまちに出て、いろいろな経験をしました。彼女が買い物をし

ているのに、店員さんが隣にいる私の方に話しかけたり、お釣りを渡そうとしたりする。彼女は店員さんに向かって「私に言ってください」と言っていました。うっかりお釣りを受け取りかけた私も、後で彼女から「買い物をするのは私だから」と注意されたものです。健常者としてぼんやり生きてきた私も、そうやって友人とつきあう中で学んでいきました。

障害のある人となない人が分けられてきた社会ですから、「どうしたらいいのかわからない」という人が多いのは当たり前でしょう。身近にいれば、自動的に理解できるわけではありません。摩擦を怖れず、本人に気持ちや要望を聞きながらつきあっていく。時にすれ違っても「そういうこともある」と受け止める。障害のある人に対して、特に親切にしようと構えたり、何かをがんばったりする必要はありません。

別の知的障害のある友人は、介助を受けながら自立生活を送っています。慣れない場所だと不安で、不審がられる行動をとってしまいがちですが、今では、地元に行きつけの美容院があり、世間話をするまでになっています。大きな声を出す時もありますが、お店の人が慣れているので他のお客さんも動揺しません。こうして当然のようにお店を利用する人と、当然のように迎えるお店の人がいる。こんな風景が増えていくことが何よりの"啓発"ではないでしょうか。

差別解消法の施行によって自治体に相談窓口が設置されました。相談窓口が間に入ることで解決した事例も少しずつ増えています。いずれは法律があるから合理的配慮をするのではなく、まるで職場の習慣のように当たり前のものになるよう、私も自分にできることをしたいと考えています。

H30(2018)年7月掲載

「同性愛のカップルは法律的に結婚できない」カード参考資料

日本における法制度の現状

1. 法律の現状

(1) 日本の法律はどうなってるの？

日本の法律では、結婚は男女間に限られていると考えられています。たとえば日本国憲法 24 条には、結婚が「両性の合意」のみにもとづいて成立すると書かれています。この「両性」という言葉は、一般的に一人の男性と一人の女性を指すものと考えられているので、日本では結婚が男女間のもと考えられているのです。家族や社会保障に関係する他の法律をみても、ここでは「夫」「妻」、「父」「母」といった異性カップルを指す言葉が使われています。婚姻届にも左側に「夫となる人」、右側には「妻となる人」の記入欄があり、「夫となる人」には戸籍上の男性、「妻となる人」には戸籍上の女性しか記入することができません。性同一性障害者特例法でも、性別を変更する条件のひとつに「現に婚姻をしていないこと」が規定されています。結婚したままで戸籍の性別を変更すると法的に同性同士の「夫婦」という位置づけになるため、これを避ける目的で入れられた条件なのです。

(2) 国や役所はどう考えてるの？

国も役所も、結婚は男女間に限られているとみています。たとえば法務省は、外国で結婚する場合にときどき必要となる「婚姻要件具備証明書」のひな形に、2002 年から相手の性別を記載する欄が新設しました。これは同性間でも結婚できる国(当時はオランダのみ)が出現したために、日本での混乱を避けるために付け加えられたものです。また、出入国審査で使われる『入国・在留審査要領』では、配偶者ビザの発給対象が法律婚をした異性カップルに限られています。外国で有効に結婚した同性カップルや事実婚の異性カップルは対象外としてわざわざ明記されているのです。ただし、大阪府のように公営住宅に同性カップルとしての入居を認めている自治体もあります。

(3) 裁判所はどう考えてるの？

裁判所では、結婚が異性カップルに限られるかどうか、正面から争われた例はみあたりません。ひとつの考え方が示されたものとして、外国籍の MtF の女性と、その事実を知らずに結婚した日本国籍

の男性との結婚関係が無効と判断された裁判例があります。この判決の中で裁判所は、「男性同士ないし女性同士の同性婚は、男女間における婚約の共同生活に入る意思、すなわち婚姻意思を欠く無効なもの」と述べています。ただし、配偶者間暴力防止・被害者保護法(いわゆるDV法)の対象となる事実婚カップルに、女性同士のカップルが含まれると判断された例も知られています。

2. 現行法上の選択肢と問題点

(1) 成人間の養子縁組制度を利用する

日本では、成人同士では、とても簡単に養子縁組をすることができます。条件としては年長者が養親になればならないことくらいで、年齢差にも制限はなく、裁判所の許可も必要ありません。法律上は親子関係になってしまいますが、親子という「家族」になることで、相続や社会保障などを受けることができるようになります。ただ、これは厳密には制度の趣旨から外れる使い方ですので、トラブルになった時には、他の親族から養子縁組の無効確認が提起されることも考えられ、安定した関係とはいえません。

(2) 公正証書を利用する

公正証書は、法律の専門家である公証人が作成する、高い証明力をもつ公文書です。「共同生活と遺言に関する合意書」のような形で、お互いの財産の権利関係や相続、万が一の時の医療行為への同意権などの合意を公正証書にすることができます。これを専門的に仲介する法律事務所もあり、利用件数は年々増加しています。ただ、この公正証書が社会生活の上で、とくに第三者に対してどれだけの効力をもつのかはあいまいなので、結婚することとは大きな隔たりがあります。

3. 法的保障に向けた動き

(1) どれくらいのニーズがあるの？

日本における同性カップルの生活実態や法的保障のニーズについては、これまでいくつかの調査が実施されてきました。代表的なものとして、「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」(血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会)、「310人の性意識—異性愛者ではない女たちのアンケート調査」(性意識調査グループ)、「同性パートナーのニーズ調査」(RT2006調査プロジェクト)などがあります。

(2) 議論の盛り上がりは？

「歴史的建造物を忠実に再現するためエレベーターを設置しない」カード参考資料

障害者らの団体、住民監査請求へ 名古屋城EV不設置で

調査用の足場で覆われた名古屋城天守の石垣＝2018年6月1日、名古屋市中区、戸村登撮影

[PR]

名古屋城の木造新天守にエレベーター(EV)設置を目指す障害者らが、EVを設置しないとする名古屋市に、城の木造化関連予算を支出させないよう求める住民監査請求を準備していることがわかった。「障害者や高齢者などの移動困難者を排除する事業への公金支出は不当だ」と訴える。

●【特集】名古屋城

住民監査請求を予定しているのは、障害者団体などでつくる「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」のメンバーら。「史実に忠実に復元する」としてEVを設置しない名古屋市の方針は「階段を自ら昇降できない者だけを排除、差別するものだ」として、「法の下での平等」を定めた憲法14条や障害者差別解消法などに違反していると主張。木造新天守に使う木材を調達する費用として、市が施工業者の竹中工務店に支出する94億5540万円を差し止めるよう求めるという。

実行委はまた、市がEVの代替案として挙げる移動補助ロボットなどの「新技術」について、「実用性や安全性が確認されておらず、障害者差別解消法が禁止する『障害を理由とした不当な差別的取り扱い』にあたる」と指摘する。辻直哉事務局長(46)は「公金を使う事業なのに、一部の人が使えないのはおかしい。河村たかし市長とは話が進まないの、こういう形を取らざるを得ない」と話している。(北上田剛)

■「名古屋市の対応は人権侵害」…

